

## 2 学校防災取組の推進

平成28年熊本地震は、本管内に甚大な被害をもたらしました。発災当初、各学校は避難所となり、多くの教職員がその運営に当たるとともに、児童生徒の安否確認に奔走するなど、地域の核としての学校の在り方が問われる状況もありました。その後は、児童生徒の状況把握、登下校時の安全確保のための通学路調査、避難所の整理等、大変なご苦労の下、学校再開へ向けての道筋を付けていただきました。2回の大きな地震は、いずれも夜に発生しましたが、学校の管理下であったらどうなっていたでしょうか。

「学校安全の推進に関する計画における取組状況調査」(右表)から、すべての学校で学校防災の取組を推進していただいている状況が分かりました。

今回の震災を教訓として、さらなる取組の充実を図り、児童生徒の安全安心を保障するために、課題を整理し、学校防災の取組のポイントについて解説します。

学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査(H28.9実施)より	小学校		中学校		
	上益城	熊本県	上益城	熊本県	
避難訓練の実施方法 (複数回答可)	地域連携	8.3	13.8	0.0	10.7
	関係機関連携	83.3	96.3	87.5	95.9
	学校独自	62.5	66.8	50.0	63.9
避難訓練の回数	1回	0.0	2.2	12.5	3.3
	2回	37.5	23.5	75.0	53.3
	3回以上	62.5	74.3	12.5	43.4
緊急地震速報を活用した避難訓練の実施	授業中	66.7	95.9	50.0	88.5
	休憩時間等	54.2	84.7	37.5	70.5
	登下校中	12.5	31.7	0.0	36.1
	校外学習中	20.8	39.2	12.5	46.7
児童生徒の引き渡し	保護者に周知	75.0	74.3	75.0	83.6
	周知し、訓練実施	25.0	28.0	0.0	9.0
児童生徒等、教職員への非常時の情報伝達	伝達方法を決めている	100.0	98.9	100.0	100.0
	周知内容を決めている	25.0	38.4	25.0	41.0

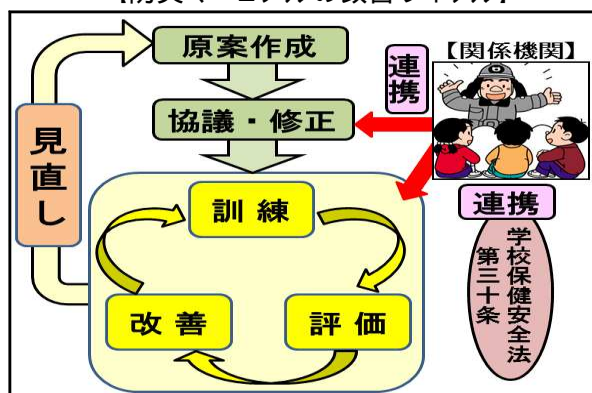
### (1) 「危険等発生時対処要領(学校防災マニュアル)」について

学校保健安全法第29条に基づき、各学校では、地域特性や児童生徒等の実態に応じた学校防災マニュアルを作成いただいています。ご承知のようにマニュアルは、作成しただけでは不十分であり、マニュアルに基づいた避難訓練等を行い、その成果と課題をもとに実態に即した実践的なマニュアルに改善・改良を図らなければなりません。そのため「計画(P) - 実施(D) - 評価(C) - 改善(A)」のサイクルを確立させることが重要です。ポイントは、「事前の危機管理(備える)」～「発生時の危機管理(命を守る)」～「事後の危機管理(立て直す)」の一連の流れに沿って見直すことです。「学校防災マニュアル作成の手引き(H24.3文部科学省)」を参考に不断の見直しをお願いします。

【学校保健安全法 第29条】

学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領(次項において「危険等発生時対処要領」と言う。)を作成するものとする。

【防災マニュアルの改善サイクル】



学校保健安全法に規定されている「危険等発生時対処要領」は、「危機管理マニュアル」と同義であり、危険の対象によって「不審者対応マニュアル」、「防災マニュアル」等と呼ばれています。

## (2) チェックポイントと改善

自校の学校防災マニュアルをチェックし、改善点を明らかにしていきましょう。ここでは、「事前の危機管理（備える）」を例に留意事項を示します。

### <チェックポイント>

**事前の危機管理（備える）**（ ）内は、「学校防災マニュアル作成の手引き」のページ  
校内の体制整備（P10, 11, 24, 25）

～全ての教職員が関わり、役割分担と責任を明確に～

**【課題】**「自然災害発生時の教職員役割分担」が十分でない。（学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査より）

特に発生時の危機管理に関する体制整備は、児童生徒の命を守るために最も重要な部分であり、全職員の理解と行動に結びつけるために形式的なものでなく、実践的なものが求められます。関係教職員の連携の核となる教職員を校務分掌で明らかにし推進する体制を整備するとともに、発生場面に応じた役割分担と責任を明確にしたマニュアルへの改善を図りましょう。

避難訓練（P16, 17, 18, 20, 21）

～想定外にも対応できる、実践的避難訓練の実施を～

**【課題】**緊急地震速報を活用した避難訓練が実施されていない、実施時期が毎年同じで、授業中に設定されているなど実践的ではない。

毎年11月5日（津波防災の日）に全国的な取組として「緊急地震速報訓練」（シェイクアウト）が行われています。是非、計画へ位置付け、地域と連携した避難訓練等に活用をお願いします。地震による火災発生と想定し、地震・火災訓練としても実施可能です。

緊急地震速報は、専用の受信端末で受信することになっていますが、気象庁がHPで提供している訓練用の音声・映像を活用することもできます。また、音源CDは各学校に配付済みです。

また、休憩時間中や掃除の時間等も想定し、災害の発生時間や場所に変化を持たせるなど、より実践的な避難訓練を行いましょう。

**地震発生時の基本行動「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」場所に身を寄せる**

児童生徒の引き渡し（P26, 27）

～引き渡しの手順は、保護者に周知し、シュミレーションを～

**【課題】**引き渡し方法は決めているものの、周知が行われていなかったり、訓練が実施されていなかったりするなど実践的ではない。

被災状況により、児童生徒を下校させるのか待機させるのか等の判断の必要がありますが、大規模な地震の場合は、発生後に通信手段が途絶えて、保護者と連絡が取れないことが予想されます。あらかじめ引き渡しの判断及びその手順について決めておくことはもちろん、授業参観等を活用した引き渡し訓練の実施をお願いします。

「事前の危機管理」がその後の対応全てにつながります。いつ起こるかわからない地震災害にきちんと備えることが重要です。PTAや自治会、消防署や警察署等の関係機関と連携し、備えをより万全なものにしていきましょう。